

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和8年6月1日(月) 午後1時～2時

場所 議員全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について【資料1－1～1－2】

7 答 申

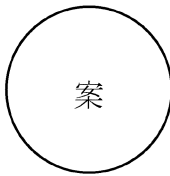
8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和7年8月1日～令和10年7月31日)

委員 選任 区分	氏名	所属等	委員就任日	備考
	ちば 哲夫		令和4年8月1日～	
	ちば 真美子		令和元年8月1日～	
	さい 城 真 奈		令和7年8月1日～	
	おやま あきこ		令和7年8月1日～	
	あき 保 茂 樹		令和6年7月1日～	
	すぎ 内 のぼる		令和元年8月1日～	
	くぼた むね つぐ		令和7年8月1日～	
	おの 小野寺 よし み		令和7年8月1日～	
	ちば とし き		令和7年8月1日～	
	おの 小野寺 ヨシ子		令和元年8月1日～	
	ちば けん いち		令和4年8月1日～	
	ち だ れい こ		令和4年8月1日～	
	き とう まさる		令和7年8月1日～	
	い 藤 たい すけ		令和8年4月28日～	
	た なか まさ ひこ		令和7年4月25日～	



国年第 01037 号

一関市国民健康保険運営協議会
会長 千葉 敏 紀 様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮問します。

記

諮問第 1 号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

令和 8 年 6 月 1 日

一関市長 佐藤 善仁

【諮問第 1 号】

一関市国民健康保険税条例の一部改正について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税額） 第 2 条　〔略〕 2　前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3　第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4　〔略〕 5　第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。	（課税額） 第 2 条　〔略〕 2　前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3　第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4　〔略〕 5　第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、 3 万円とする。</u>

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を

有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く)1人について別表第8に掲げる金額

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第8に掲げる金額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第8に掲げる金額

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く)1人について別表第8に掲げる金額

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について別表第8に掲げる金額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1及び別表第2 _____ に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額）を減額して得た額とする。
- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属す

の世帯別平等割額 1世帯について別表第8に掲げる金額

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く）1人について別表第8に掲げる金額

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について別表第8に掲げる金額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について別表第8に掲げる金額

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、別表第1並びに別表第2及び別表第4に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額）を減額して得た額とする。
- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属す

る場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び 被保険者均等割額_____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額_____）は、当該所得割額及び 被保険者均等割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2)～(6) [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）
基礎課税額分の税率等

項目			税率等
第3条	所得割額	税率	7.56%

る場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2)～(6) [略]

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）
基礎課税額分の税率等

項目			税率等
第3条	所得割額	税率	7.55%

[略]

備考 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいい、「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下別表第2、別表第4 及び別表第5 _____において同じ。

別表第5（第23条関係）
基礎課税額分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>305,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>305,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
		特定世帯	10,150円
		特定継続世帯	5,075円
2割軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>560,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	7,612円
			3,960円

[略]

備考 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定同一世帯所属者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいい、「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下別表第2、別表第4、別表第5 及び別表第8 _____において同じ。

別表第5（第23条関係）
基礎課税額分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>310,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>310,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
		特定世帯	10,150円
		特定継続世帯	5,075円
2割軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>570,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	7,612円
			3,960円

	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>560,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
			特定継続世帯	3,045円

別表第6（第23条関係）
後期高齢者支援金分の軽減額

項目			軽減額	
[略]				
5 割 軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>305,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,550円
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>305,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2 割 軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>560,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>560,000円</u> 以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円

	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>570,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
			特定継続世帯	3,045円

別表第6（第23条関係）
後期高齢者支援金分の軽減額

項目			軽減額	
[略]				
5 割 軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>310,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,550円
	第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>310,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2 割 軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>570,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,420円
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>570,000円</u> 以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円

		下の世帯 1 世帯当 たりの平等割の軽 減額	特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第 7 (第23条関係)
介護納付金分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5 割 軽減	第 21 条 第 1 項 第 2 号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×305,000円以下の世帯 1 人当 たりの均等割の軽減額	3,850円
	第 21 条 第 1 項 第 2 号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×305,000円以下の世帯 1 世帯 当たりの平等割の軽減額	2,900円
2 割 軽減	第 21 条 第 1 項 第 3 号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×560,000円以下の世帯 1 人当 たりの均等割の軽減額	1,540円
	第 21 条 第 1 項 第 3 号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×560,000円以下の世帯 1 世帯 当たりの平等割の軽減額	1,160円

		下の世帯 1 世帯当 たりの平等割の軽 減額	特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第 7 (第23条関係)
介護納付金分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5 割 軽減	第 21 条 第 1 項 第 2 号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×310,000円以下の世帯 1 人当 たりの均等割の軽減額	3,850円
	第 21 条 第 1 項 第 2 号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×310,000円以下の世帯 1 世帯 当たりの平等割の軽減額	2,900円
2 割 軽減	第21条第 1 項 第 3 号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×570,000円以下の世帯 1 人当 たりの均等割の軽減額	1,540円
	第 21 条 第 1 項 第 3 号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険 者数×570,000円以下の世帯 1 世帯 当たりの平等割の軽減額	1,160円

別表第 8 (第23条関係)

子ども・子育て支援納付金課税額分の軽減額

項目			軽減額
7 割 軽減	第 23 条 第 1 項 第 1 号キ	世帯の所得額が430,000円以下の世 帯 1 人当たりの均等割の軽減額	735円

	第23条第1項第1号ク	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額		35円
	第23条第1項第1号ケ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等額の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	490円
			特定世帯	245円
			特定継続世帯	367円
5割軽減	第23条第1項第2号キ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×310,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		525円
	第23条第1項第2号ク	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×310,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割額		25円
	第23条第1項第2号ケ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×310,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	350円
			特定世帯	175円
			特定継続世帯	262円
2割軽減	第23条第1項第3号キ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×570,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		210円

			第23条第 1項第3 号ク	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額	10円	
			第21条第 1項第3 号ケ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×570,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	140円
					特定世帯	70円
					特定継続世帯	105円
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

		件名	一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
--	--	----	-------------------------------	--

【要 旨】

地方税法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分の軽減額の追加及び国民健康保険税の軽減の対象となる世帯の所得額の基準を改めるなど、所要の改正をしようとするもの

【内 容】

1 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金分の課税限度額の追加

子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を地方税法施行令第56条の88の2第4項に基づき3万円とする。

	①基礎課税額分 (医療給付費分)	②後期高齢者支援 金分	③介護納付金分	④子ども・子育て 支援納付金分
所得割額	7.56%	2.78%	2.47%	0.3%
均等割額	19,800円	7,100円	7,700円	1,100円
平等割額	20,300円	7,400円	5,800円	700円
限度額	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

(2) 子ども・子育て支援納付金分の軽減額の追加

項目				軽減額
7 割 軽減	第23条第1項 第1号キ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		735円
	第23条第1項 第1号ク	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額		35円
	第23条第1項 第1号ケ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	490円
			特定世帯	245円
特定継続世帯			367円	
5 割 軽減	第23条第1項 第2号キ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		525円
	第23条第1項 第2号ク	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×305,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上被保険者均等割の軽減額		25円
	第23条第1項	世帯の所得額が430,000円	特定世帯及び特	350円

2 割 軽減	第2号ケ	円 + 被 保 険 者 数 × 305,000円以下の世帯1 世帯当たりの平等割の軽 減額	定継続世帯以外 の世帯	
			特定世帯	175円
			特定継続世帯	262円
	第23条第1項 第3号キ	世帯の所得額が430,000円 + 被保険者数 × 560,000円以下の世帯1人当たりの均等割の 軽減額		210円
	第23条第1項 第3号ク	世帯の所得額が430,000円 + 被保険者数 × 560,000円以下の世帯1人当たりの18歳以上 被保険者均等割の軽減額		10円
	第23条第1項 第3号ケ	世帯の所得額が430,000 円 + 被 保 険 者 数 × 560,000円以下の世帯1 世帯当たりの平等割の軽 減額	特定世帯及び特 定継続世帯以外 の世帯	140円
			特定世帯	70円
			特定継続世帯	105円

(3) 課税限度額の引上げ及び所得割税率の引下げ

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引上げ、限度額の引上げによる増収分を財源として所得割の税率を引き下げる。

区分	課税限度額					所得割税率			
	基礎分	後期支援分	介護分	子ども分	計	基礎分	後期支援	介護分	計
現 行	66万円	26万円	17万円	なし	109万円	7.56%	2.78%	2.47%	12.81%
改正案	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円	7.55%	2.78%	2.47%	12.80%
比 較	+1万円	変更なし	変更なし	+3万円	+4万円	△0.01%	変更なし	変更なし	△0.01%

(4) 5割及び2割の軽減対象世帯の所得基準となる金額の引上げ

低所得者に対する国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げる。

○軽減判定所得基準

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
現行	43万円 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1)	43万円 + 30.5万円 × 被保 険者数 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1)	43万円 + 56万円 × 被保 険者数 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1)
改正案	43万円 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1) ※変更なし	43万円 + 31万円 × 被保 険者数 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1)	43万円 + 57万円 × 被保 険者数 + 10万円 × (給与 所得者等の数 - 1)

2 施行期日 公布の日（改正後の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

【課題・問題】

本改正により令和8年度の国民健康保険税を課税することとなるが、被保険者への速やかな周知を図る必要があることから、本議案については先議案件としたい。

備考

1 課税限度額引上げによる影響見込み

区分	増収額	限度額超過世帯数、国保加入全世帯数に対する割合
医療費分	約120万円	122世帯→118世帯（△4世帯） 0.85%→0.82%（△0.03ポイント）

※1 課税限度額引上げによる増収相当額の約120万円は、中間所得者層の負担軽減を図るための財源として医療費分の所得割税率を0.01ポイント引き下げるため、税収は増とはならない。

※2 収入世帯に対する割合は、令和8年度当初予算算定時の世帯数14,314世帯で試算。

※3 令和6年分の所得により算定。

2 軽減の対象拡大による影響見込み

区分	軽減増加額	軽減拡大となる世帯数、被保険者数、国保加入全世帯数に対する割合
2割軽減から5割軽減への移行分	約116万円	29世帯、53人、0.20%
軽減なしから2割軽減への移行分	約32万円	16世帯、39人、0.11%
計	約148万円	45世帯、92人、0.31%

※1 軽減の対象拡大により減少する約148万円については、一般会計から国保会計へ繰り入れることとなり、国保会計としては税収は減となるが一般会計からの繰入金増により国保会計全体の歳入総額に変更は生じない。

なお、一般会計から繰り入れた金額の3/4は、県から一般会計へ保険基盤安定負担金として交付されることになっている。

※2 加入世帯に対する割合は、令和8年度当初予算算定時の世帯数14,314世帯で試算。

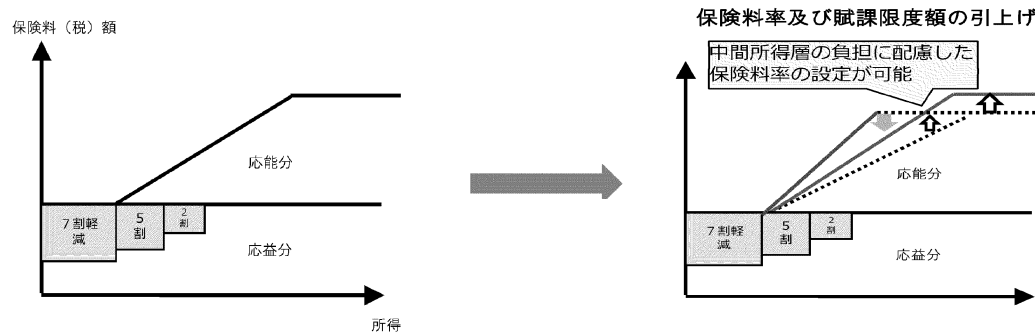
3 改正に係る経緯

(1) 高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い医療給付費が増加する一方、被保険者の所得の伸びが十分でない状況にある。このような中、課税限度額を据え置いたまま必要な保険税収入を確保するために保険税率を引き上げた場合、課税限度額に達している高所得層の負担は増加しにくい一方、中間所得層の負担が相対的に重くなる傾向がある。

(2) このため、課税限度額を引き上げることにより、高所得層にも応分の負担を求めつつ、中間所得層に配慮した保険税率の設定を可能とするものである。

(3) これらを踏まえ、「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得基準の見直しが示されたことを受け、地方税法施行令の改正が行われた。

※ 課税限度額引上げに係るイメージ図（子ども・子育て支援納付金分除く）



4 関係法令等

- 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号。令和8年3月31日公布、令和8年4月1日施行）抜粋

改正前	改正後
（国民健康保険税の基礎課税額等の限度） 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、<u>66万円</u>とする。 2・3 [略]	（国民健康保険税の基礎課税額等の限度） 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、<u>67万円</u>とする。 2・3 [略] <u>4 法第703条の4第37項に規定する政令で定める金額は、3万円とする。</u>
（国民健康保険税の減額） 第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65	（国民健康保険税の減額） 第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65

歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ [略]

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円

歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ [略]

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円

円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イに掲げる世帯を除く。)

10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イ又はロに掲げる世帯を除く。)

10分の2

(3)・(4) [略]

3 [略]

に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イに掲げる世帯を除く。)

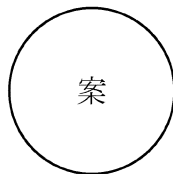
10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イ又はロに掲げる世帯を除く。)

10分の2

(3)・(4) [略]

3 [略]



令和8年6月1日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市国民健康保険運営協議会
会 長 千 葉 敏 紀

答 申 書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、適当と認め諮問どおり答申いたします。

記

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について